証券コード　5162
平成28年６月１日

株 主 の 皆 様 へ

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目７番２
株式会社朝日ラバー
代表取締役社長　渡邉　陽一郎

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月21日（火曜日）午前11時

２．場　　所　埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目７番２
当社本社　８階　会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第46期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第46期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第８号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（http://www.asahi-rubber.co.jp）に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結注記表及び個別注記表も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.asahi-rubber.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

また、株主総会終了後、株主の皆様との懇親の場を設けておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは、2020年を見据えたビジョン「AR-2020 VISION」を策定し、平成26年４月からスタートした新中期三ヵ年経営計画を「V-1計画」と位置付け、「技術革新を基盤に新しい価値を創造し続ける企業となる」をコンセプトに、重点事業領域を自動車・医療・ライフサイエンスの３つとし、各事業分野で事業基盤の整備と強化、収益の柱となる主力製品の受注拡大、当社技術を活かした新製品の創造を図ってまいりました。

新中期三ヵ年経営計画の二年目となる当事業年度は、「お客様から選ばれる会社に」を経営方針として掲げ、得意先、会社、社員の三位一体の向上を目指し、重点施策として①国内事業の質的成長、②海外事業の量的成長、③新市場・新分野への事業展開、④競争優位分野へのチャレンジ、⑤人材力の強化、とし、スピードを上げて革新的なものづくりの確立に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は59億７千６百万円（前期比1.4％減）となり、利益面では、前期に役員退職慰労引当金繰入額の計上等があったことから、連結営業利益は２億３千７百万円（前期比107.4％増）、連結経常利益は２億３千５百万円（前期比92.8％増）と減収増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に特別利益として受取保険金の計上等があったことから、１億３千１百万円（前期比60.0％減）と減益となりました。

また、当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

[工業用ゴム事業]

工業用ゴム事業では、自動車内装照明向けのシリコーンゴムキャップ付きLED「ASA COLOR LED」の受注が好調に推移しましたが、機能製品であるＲＦＩＤタグ用ゴム製品の海外向けの受注が大きく減少しました。

以上の結果、工業用ゴム事業の連結売上高は48億５千万円（前期比0.9%減）となりました。また、連結セグメント利益は３億２千万円（前期比27.0%減）となりました。

[医療・衛生用ゴム事業]

医療・衛生用ゴム事業では、プレフィルドシリンジ用ガスケットの受注は堅調に推移しましたが、採血用・薬液混注用ゴム栓の新機種切り替えによる受注調整のため受注が減少しました。

以上の結果、医療・衛生用ゴム事業の連結売上高は11億２千６百万円（前期比3.3%減）となりました。また、連結セグメント利益は１億２千８百万円（前期比1.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額５億１千９百万円であります。その主なものは工業用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により４億２千９百万円、医療・衛生用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により９千万円であります。

③ 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入によって調達いたしました。また、資金調達の機動性確保及び資金効率の改善等を目的に、主要取引金融機関と10億円のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は10億円であります。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　別	第43期 平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	第44期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第45期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	第46期(当期) 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
売上高(百万円)	4,789	5,677	6,059	5,976
経常利益(百万円)	139	296	122	235
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	76	160	328	131
１株当たり当期純利益（円）	16.88	35.39	72.35	29.16
総資産(百万円)	7,517	8,456	9,184	8,848
純資産(百万円)	2,965	3,209	3,610	3,544
１株当たり純資産額（円）	652.12	705.77	794.03	792.79

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千米ドル	%	
ARI INTERNATIONAL CORPORATION	200	100	工業用ゴム製品の販売
	千円		
株式会社朝日ＦＲ研究所	10,000	100	ゴム及びプラスチックに関する研究開発の受託
	千香港ドル		
朝日橡膠（香港）有限公司	19,700	100	工業用ゴム製品の販売
	千人民元		
東莞朝日精密橡膠制品有限公司	17,551	100	工業用ゴム製品の製造、販売
	千円		
朝日科技（上海）有限公司	50,000	100	工業用ゴム製品の販売、開発、設計

（注）議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、将来の朝日ラバーグループ全体が目指していく姿として、2020年を見据えたビジョン「AR-2020 VISION」を定めました。これは、①技術革新を基盤に、新しい価値を創造し続ける企業になる。②現在の仕事に慢心せず、常に変革を求め、経営環境の変化に応じ継続的に磨きをかける。③人財こそが、事業運営の要とし、人材の育成を行う。という３つの姿です。

平成26年４月からスタートした新中期三ヵ年経営計画は、このビジョンに向けた第１期として「V-1計画」とし、その中期経営方針として、①既存事業の質・量の持続的成長、②新市場・新分野への事業展開、③2020年に向けた事業基盤の強化と整備の３つの方針を掲げ、経営体制や人材の強化と整備を行いながら事業基盤をつくりあげております。また、重点事業領域を自動車、医療、ライフサイエンスの３つとし、収益の柱となる主力製品の受注を確保し、当社技術を活かした新製品の創造を図っております。

新中期三ヵ年経営計画の２年目の当連結会計年度では、ライフサイエンス分野のマイクロ流体デバイス製品において、将来の受注が当初予測より大きく下回ることが明らかとなりました。今後の事業拡張を踏まえて、白河工場隣接地に新工場の建設を決定し、平成28年春の竣工に向けて準備を進めてまいりましたが、土地の評価や受注状況を踏まえて、平成29年２月竣工へとスケジュールを変更いたしました。

新中期三ヵ年経営計画の最終年度となる平成29年３月期は、直近の受注見通しを踏まえて、売上高と営業利益目標を下方修正いたしましたが、「お客様の御役に立つ腕前に集中して更なる発展への道を創造する。」を経営方針とし、経営戦略として、①着実な事業基盤の強化と積極的に競争優位分野へチャレンジする、②企業体質強化により構造改革を推進する、の二つを掲げ、既存製品の継続した受注活動と新製品の立上げと早期量産化に向けて、「お客様のための行動」ができる製品・サービス・組織を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社グループは車載用機器、電子・電気機器、産業機器、スポーツ用品等に使用される工業用ゴム製品、医療機器等に使用される医療・衛生用ゴム製品の製造販売を主要な事業としております。

主　要　事　業
工　業　用　ゴ　ム　事　業
医　療　・　衛　生　用　ゴ　ム　事　業

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年３月31日現在）

① 当社

本　　社：埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目７番２
福 島 工 場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪１番地
第二福島工場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山１番地３
白 河 工 場：福島県白河市萱根月ノ入１番地21

② 子会社

ARI INTERNATIONAL CORPORATION　：アメリカ合衆国イリノイ州
株式会社朝日ＦＲ研究所　：埼玉県さいたま市大宮区
朝日橡膠（香港）有限公司　：中国香港
東莞朝日精密橡膠制品有限公司　：中国広東省東莞市
朝日科技（上海）有限公司　：中国上海市

⑺ **従業員の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業用ゴム事業	359（17）名	22（△2）名
医療・衛生用ゴム事業	60（8）名	1（△2）名
全社（共通）	37（2）名	△2（0）名
合計	456（27）名	21（△4）名

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（準社員、嘱託、パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究部門及び管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	198（13）名	7（△5）名	37.9歳	13.4年
女性	73（13）名	3（0）名	36.5歳	13.2年
合計又は平均	271（26）名	10（△5）名	37.6歳	13.4年

（注） 従業員数は就業員数であり、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含みます。

なお、臨時雇用者数（準社員、嘱託、パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。また、派遣社員は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	659百万円
株式会社武蔵野銀行	524
株式会社みずほ銀行	483
株式会社埼玉りそな銀行	374
株式会社東邦銀行	367
株式会社大東銀行	189
株式会社日本政策投資銀行	161
株式会社日本政策金融公庫	138

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成28年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 11,500,000株

⑵ **発行済株式の総数** 4,618,520株

⑶ **株主数** 3,038名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
有限会社伊藤コーポレーション	567,500株	12.5%
伊藤尚美	226,000	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	222,528	4.9
株式会社武蔵野銀行	196,500	4.3
株式会社東邦銀行	147,400	3.2
朝日ラバー共栄持株会	145,800	3.2
横山林吉	121,660	2.7
資産管理サービス信託銀行株式会社	118,000	2.6
朝日ラバー従業員持株会	99,328	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	94,000	2.1

（注）持株比率は自己株式（70,912株）を控除して計算しております。なお、当該自己株式には従業員持株ＥＳＯＰ信託口が保有する当社株式76,300株は含まれておりません。

3．新株予約権等の状況

⑴ **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	横山林吉	
代表取締役社長	渡邉陽一郎	
専務取締役	中沢章二	管理本部長
常務取締役	亀本順志	工場部門・品質・環境担当
取締役	髙木和久	技術担当 株式会社朝日ＦＲ研究所代表取締役社長
取締役	滝田充	営業本部長 朝日橡膠（香港）有限公司董事長 朝日科技（上海）有限公司執行董事
取締役	馬場正治	
常勤監査役	鈴木敦	
監査役	塙雅夫	
監査役	野村智夫	税理士法人レクス会計事務所代表社員

（注）１．平成27年６月23日開催の第45回定時株主総会において、取締役に横山林吉、渡邉陽一郎、中沢章二及び亀本順志の４氏が選任され、それぞれ就任いたしました。また、髙木和久、滝田充及び馬場正治の３氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

２．取締役　馬場正治氏は社外取締役であります。

３．監査役　鈴木敦氏、塙雅夫氏及び野村智夫氏は社外監査役であります。

４．監査役　塙雅夫氏は財務省（旧大蔵省）の財務局に長期間勤務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．監査役　野村智夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．当社は、取締役　馬場正治氏および監査役　鈴木敦氏、塙雅夫氏、野村智夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	7名	125,153千円
（うち社外取締役）	(1)	(7,574)
監査役	3	15,263
（うち社外監査役）	(3)	(15,263)
合計	10	140,416

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成27年６月23日開催の第45回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分60,000千円以内）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第27回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．上記の報酬等の額には、当事業年度末における取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額8,996千円（取締役７名に対し8,733千円、監査役1名に対し263千円）が含まれております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

社外監査役の野村智夫氏は税理士法人レクス会計事務所代表社員であります。なお、当社と税理士法人レクス会計事務所とは関係ございません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動内容

社外取締役の馬場正治氏は取締役会17回開催のうちすべてに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

社外監査役の鈴木敦及び塙雅夫の２氏は取締役会17回開催のうち全てに、監査役会12回開催のうち全てに出席、野村智夫氏は取締役会16回、監査役会11回に出席し、適宜取締役会及び監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役とも、その在籍中に会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定する額に、２を乗じて得た額としております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2．報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「誠実で健全な経営」を目指すべく、当社及びグループ会社の取締役の法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し、取締役会及び経営会議において取締役の職務の執行状況の確認をする。監査役はこれらの会議に出席し取締役に対し意見を述べるなど、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合して行われていることを確認する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、各取締役又は各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、品質、災害、安全・衛生、情報セキュリティ等に係るリスクについては、定例会議の開催、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一不測の事態が発生した場合には対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めるための体制を整える。

④ 取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役は月1回、子会社の取締役は四半期に1回の定例取締役会、定例経営会議のほか必要に応じ開催し、職務の執行に係る報告及び重要事項の決定並びに他の取締役の業務執行状況の監督を行う。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務権限規程、取締役会規程、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に取締役の職務が執行される体制を整える。

⑤　使用人及び子会社の取締役並びに子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社では「誠実で健全な経営」を目指し、社会的責任を自覚して法令や社内ルールを遵守し、企業倫理に基づいた行動に努める。法令・定款違反、社内規則違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、また行われていることを知ったときは、内部通報制度により代表取締役に報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者の保護を規程に明記し、透明性を維持しつつ的確な対処ができる体制を維持する。また、内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規則に適合して行われていることを監査において確認する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規則である「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の取締役による業務状況を、取締役会及び経営会議に定期的に報告し、職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制を整えるとともに、子会社の損失の危険の管理について分析と対策を行う。監査役は、子会社の監査を行い意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室のほか、監査役より要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価については監査役会の事前承認を得るものとする。内部監査室は、いずれの部門にも属さず、代表取締役社長直轄の部門とする。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。ただし、監査役より与えられた命令を実行するにあたり、従業員の本来業務に支障が生じると判断される場合は、取締役と監査役の協議により解決する。

⑨　取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び当社または子会社の監査役に報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は監査役に直ちに報告する体制を整える。監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査役に報告される。

上記の報告者に対し、報告を行ったことを理由とした不利になる取扱いを行わない旨を「コンプライアンス規程」に定め、これを徹底する。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に関する方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適正に行う。

監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議等の重要会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求める。また、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図る。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力からの不当要求に対し毅然とした態度で対応し、資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として謝絶する。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携して組織的に取り組み、法令等に則して対処する。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効的かつ効率的な整備及び評価を行う。

（2）業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営方針説明会を社員向けに実施し、経営方針と経営方針を受けた各部署ごとの方針等を説明しています。また、その内容を冊子にまとめて全社員に配布し、認識の統一化を図っております。

期中においては、毎月月初に月例報告会を開き、代表取締役社長が全社員に向けて経営課題と取り組み指針を発表し、また、業務の適正な運用の実行を適宜行っております。下期開始時には重点取組説明会を開き、当事業年度の実施状況を踏まえて、下期に重点を置いて取り組む内容を発表して意識の確認と統一化を図っております。

内部監査部門は、主要な会議に出席して計画の遂行状況を確認するとともに、内部監査ヒアリングにより課題の抽出を図り、その結果を代表取締役社長及び経営会議にて報告し是正を推進しています。

事業年度末においては、監査役による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、経営基本方針のもと、株主資本の充実と長期的な収益力の維持・向上、業績に裏付けられた安定的な配当の継続を原則としております。

なお、内部留保資金は、事業の拡大や、今後予想される技術革新への対応並びに競争力強化のための設備投資に充てることにより、継続的な業績の向上、財務体質の強化を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき10円とさせていただく予定です。

8．会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが敵対的買収防衛の最善策と認識し、株主の皆様及び株式市場に対しての当社事業活動及び経営方針の理解を一層深めてまいります。なお、具体的な敵対的買収防衛策については、現状を鑑みて、現時点では導入しておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	4,723,800	流動負債	2,626,520
現金及び預金	2,372,474	支払手形及び買掛金	372,545
受取手形及び売掛金	1,676,226	電子記録債務	611,013
電子記録債権	116,223	一年内返済予定の長期借入金	1,082,420
商品及び製品	119,632	リース債務	9,477
仕掛品	194,022	未払法人税等	9,000
原材料及び貯蔵品	72,942	その他	542,063
繰延税金資産	35,957	固定負債	2,677,061
その他	137,973	長期借入金	1,982,947
貸倒引当金	△1,652	リース債務	37,282
固定資産	4,124,581	役員退職慰労引当金	110,913
有形固定資産	3,308,976	退職給付に係る負債	545,919
建物及び構築物	1,032,198	負債合計	5,303,582
機械装置及び運搬具	1,203,315	純資産の部	
土地	887,802	株主資本	3,347,511
リース資産	40,929	資本金	516,870
その他	144,731	資本剰余金	457,970
無形固定資産	9,113	利益剰余金	2,488,072
ソフトウェア	3,543	自己株式	△115,401
リース資産	1,914	その他の包括利益累計額	197,288
その他	3,656	その他有価証券評価差額金	92,047
投資その他の資産	806,491	為替換算調整勘定	105,241
投資有価証券	450,874	純資産合計	3,544,799
繰延税金資産	211,923		
その他	147,115		
貸倒引当金	△3,422		
資産合計	8,848,381	負債純資産合計	8,848,381

（注）　記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,976,395**
売上原価		**4,536,248**
売上総利益		**1,440,147**
販売費及び一般管理費		1,202,327
営業利益		**237,819**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,702	
補助金収入	4,813	
雑収入	17,563	30,079
営業外費用		
支払利息	15,781	
為替差損	4,724	
雑支出	11,650	32,156
経常利益		**235,742**
特別利益		
補助金収入	102,476	102,476
特別損失		
固定資産除却損	2,355	
固定資産圧縮損	90,380	
減損損失	30,650	123,385
税金等調整前当期純利益		**214,832**
法人税、住民税及び事業税	25,985	
法人税等調整額	57,201	83,187
当期純利益		**131,645**
親会社株主に帰属する当期純利益		**131,645**

（注）　記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	516,870	457,970	2,415,546	△45,739	3,344,646
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59,118		△59,118
親会社株主に帰属する当期純利益			131,645		131,645
自己株式の取得				△76,966	△76,966
自己株式の処分				7,304	7,304
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	72,526	△69,662	2,864
当期末残高	516,870	457,970	2,488,072	△115,401	3,347,511

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	142,368	123,929	266,297	3,610,944
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△59,118
親会社株主に帰属する当期純利益				131,645
自己株式の取得				△76,966
自己株式の処分				7,304
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△50,320	△18,688	△69,009	△69,009
連結会計年度中の変動額合計	△50,320	△18,688	△69,009	△66,144
当期末残高	92,047	105,241	197,288	3,544,799

（注）記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,221,834**	**流動負債**	**2,539,194**
現金及び預金	2,000,685	支払手形	114,645
受取手形	173,405	電子記録債務	611,013
売掛金	1,400,985	買掛金	244,320
電子記録債権	116,223	一年内返済予定の長期借入金	1,082,420
商品及び製品	119,189	リース債務	9,477
仕掛品	177,127	未払金	264,704
原材料及び貯蔵品	50,121	未払費用	127,559
前払費用	18,563	預り金	8,537
繰延税金資産	30,030	設備関係支払手形	74,803
その他	137,127	その他	1,712
貸倒引当金	△1,626	**固定負債**	**2,648,785**
固定資産	**4,191,943**	長期借入金	1,982,947
有形固定資産	**3,144,498**	リース債務	37,282
建物	881,136	退職給付引当金	528,188
構築物	142,756	役員退職慰労引当金	100,368
機械及び装置	1,059,928	**負債合計**	**5,187,980**
車両及び運搬具	4,768	**純資産の部**	
工具器具及び備品	101,859	**株主資本**	**3,133,795**
土地	887,802	**資本金**	**516,870**
リース資産	40,929	**資本剰余金**	**457,970**
その他	25,317	資本準備金	457,970
無形固定資産	**8,115**	**利益剰余金**	**2,274,357**
ソフトウェア	2,791	利益準備金	36,200
リース資産	1,914	その他利益剰余金	2,238,157
その他	3,410	別途積立金	800,000
投資その他の資産	**1,039,329**	繰越利益剰余金	1,438,157
投資有価証券	450,738	**自己株式**	△115,401
関係会社株式	250,917	**評価・換算差額等**	**92,002**
長期前払費用	2,206	その他有価証券評価差額金	92,002
繰延税金資産	203,767	**純資産合計**	**3,225,798**
保険積立金	126,172		
その他	8,949		
貸倒引当金	△3,422		
資産合計	**8,413,778**	**負債純資産合計**	**8,413,778**

（注）　記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**5,499,493**
売　上　原　価		**4,323,568**
売　上　総　利　益		**1,175,924**
販売費及び一般管理費		1,045,295
営　業　利　益		**130,629**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	8,120	
雑　収　入	35,838	43,959
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	15,529	
為　替　差　損	10,239	
雑　支　出	11,509	37,278
経　常　利　益		**137,309**
特　別　利　益		
補　助　金　収　入	102,476	
そ　の　他	158	102,635
特　別　損　失		
固定資産除却損	1,599	
固定資産圧縮損	90,380	
減　損　損　失	30,650	122,629
税引前当期純利益		**117,314**
法人税、住民税及び事業税	3,131	
法人税等調整額	58,962	62,093
当　期　純　利　益		**55,221**

（注）　記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	516,870	457,970	36,200	800,000	1,442,054	2,278,254	△45,739	3,207,354
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△59,118	△59,118		△59,118
当期純利益					55,221	55,221		55,221
自己株式の取得							△76,966	△76,966
自己株式の処分							7,304	7,304
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△3,897	△3,897	△69,662	△73,559
当期末残高	516,870	457,970	36,200	800,000	1,438,157	2,274,357	△115,401	3,133,795

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	142,295	3,349,650
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△59,118
当期純利益		55,221
自己株式の取得		△76,966
自己株式の処分		7,304
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△50,293	△50,293
事業年度中の変動額合計	△50,293	△123,852
当期末残高	92,002	3,225,798

（注）記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社 朝日ラバー
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　向川　政序　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤原　選　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日ラバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社 朝日ラバー

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　向川　政序　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤原　選　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第４６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担などを定め、毎月一回以上、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見を交換するほか、取締役及び会計監査人から、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席し、取締役及び使用人などからその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

イ　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ハ　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。内部統制システム及びその運用については、継続して整備、充実することが重要であると考えております。

⑵　計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月24日

株式会社朝日ラバー　監査役会

常勤監査役（社外監査役）鈴　木　　敦　㊞

監　査　役（社外監査役）塙　　雅　夫　㊞

監　査　役（社外監査役）野　村　智　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は45,476,080円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則 （機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第１章　総則 （機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２．取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3．任期満了前に退任した監査役等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
	4．会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の取締役への委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規程） 第28条　（略）	（取締役会規程） 第30条　（現行のとおり）
（取締役会の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第32条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　監査役および監査役会 （監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	第５章　監査等委員会 （削　除）

現 行 定 款	変 更 案
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日３日前までに各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日３日前までに各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第38条　監査役会の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。	（監査等委員会規則） 第36条　監査等委員会の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 （監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除） （削　除） （削　除）
第６章　会計監査人 第41条～第42条　（略） （会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	第６章　会計監査人 第37条～第38条　（現行のとおり） （会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
第７章　計算 第44条～第47条　（略）	第７章　計算 第40条～第43条　（現行のとおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第46回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役７名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	よこやま　しげよし 横山林吉 （昭和27年12月29日）	昭和51年３月　有限会社朝日ラバー入社 昭和51年６月　当社入社 昭和62年４月　当社技術部長 平成元年10月　当社福島工場長 平成４年４月　当社取締役営業部長就任 平成６年３月　株式会社ファインラバー研究所（現株式会社朝日ＦＲ研究所）代表取締役就任 平成７年６月　当社常務取締役就任 平成８年３月　当社専務取締役就任 平成11年４月　当社専務取締役営業本部長 平成14年６月　当社取締役副社長就任 平成15年６月　当社代表取締役社長就任 平成24年５月　株式会社朝日ＦＲ研究所取締役就任（現在に至る） 平成25年６月　当社取締役会長就任（現在に至る）	121,660株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	わたなべ　よういちろう 渡邉　陽一郎 （昭和42年1月5日）	平成元年４月　当社入社 平成９年５月　株式会社ファインラバー研究所へ転籍 平成12年10月　株式会社朝日ラバーへ転籍 平成13年４月　当社技術部次長 平成14年４月　当社高機能製品事業部長 平成16年６月　株式会社ファインラバー研究所（現株式会社朝日ＦＲ研究所）取締役就任（現在に至る） 平成21年４月　当社事業本部営業統括グループ長 平成22年４月　当社営業統括部長 平成22年６月　当社取締役営業統括部長就任 平成23年４月　当社取締役海外営業担当 平成24年１月　朝日科技（上海）有限公司董事長就任 平成24年４月　当社取締役営業担当 平成25年１月　朝日橡膠（香港）有限公司董事長就任 平成25年１月　朝日科技（上海）有限公司執行董事就任 平成27年３月　当社代表取締役社長就任（現在に至る）	28,200株
3	たかぎ　かずひさ 髙木　和久 （昭和35年３月31日）	昭和58年３月　当社入社 平成９年５月　株式会社ファインラバー研究所（現株式会社朝日ＦＲ研究所）へ転籍 平成12年６月　同社取締役就任 平成24年３月　同社代表取締役社長就任（現在に至る） 平成27年６月　当社取締役技術担当就任 平成28年４月　当社取締役技術担当品質保証部長兼新規事業部長（現在に至る）	10,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	たきた　みつる 滝田　充 （昭和39年1月11日）	昭和62年５月　当社入社 平成14年４月　当社アサカラー・オプティカル事業部営業グループ長 平成21年４月　当社開発本部開発グループ長 平成22年９月　当社営業統括部統括代理兼開発営業グループ長 平成23年４月　当社営業統括部長 平成25年４月　当社営業本部長 平成27年３月　朝日橡膠（香港）有限公司董事長（現在に至る） 平成27年３月　朝日科技（上海）有限公司執行董事（現在に至る） 平成27年６月　当社取締役営業本部長就任 平成28年４月　当社取締役営業本部長兼営業本部開発営業グループ長就任（現在に至る）	100株
5	※ たさき　ますつぐ 田崎　益次 （昭和38年８月11日）	昭和61年４月　当社入社 平成14年４月　当社アサカラー・オプティカル事業部技術グループ長 平成21年４月　当社開発本部開発グループ長 平成22年４月　当社技術統括部技術グループ長 平成23年10月　当社技術統括部統括代理兼技術グループ長 平成24年４月　当社技術統括部長 平成25年４月　当社技術本部長 平成26年４月　当社白河工場長 平成27年８月　当社管理副本部長 平成28年４月　当社管理本部長（現在に至る）	200株

（注）１．※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者です。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	すずき　あつし 鈴木　敦 （昭和17年３月28日）	昭和45年３月　株式会社日立製作所入社　中央研究所勤務 昭和49年８月　ドイツ電子シンクロトロン研究所客員研究員 昭和59年８月　株式会社日立製作所研究開発部主任技師 昭和60年４月　基礎研究所主任研究員所長代行 平成３年２月　基礎研究所副所長 平成６年10月　デザイン研究所所長 平成９年６月　日本コロンビア株式会社取締役研究開発本部長 平成13年10月　株式会社デノン常務研究開発本部長 平成14年４月　独立行政法人物質・材料研究機構特別研究員 平成19年４月　株式会社日立製作所基礎研究所シニアコーディネーター 平成20年６月　当社監査役就任 平成24年６月　当社常勤監査役就任（現在に至る）	12,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かめもと　まさし 亀本順志 (昭和31年2月27日)	昭和54年３月　当社入社 平成７年４月　当社生産技術部長 平成８年４月　当社品質保証兼生産部長 平成９年４月　当社生産本部長兼生産部長 平成９年６月　当社取締役生産本部長兼生産部長就任 平成12年４月　当社取締役生産本部長 平成15年４月　当社取締役医療製品事業部長 平成18年６月　当社取締役福島工場長 平成19年４月　当社取締役福島・第二福島・白河工場長 平成21年４月　当社取締役事業本部長 平成22年４月　当社取締役生産担当兼品質保証担当 平成22年７月　東莞朝日精密橡膠制品有限公司董事長就任 平成23年４月　当社取締役生産・品質・購買・環境担当 平成26年４月　当社取締役生産・品質・環境担当 平成27年３月　当社常務取締役工場部門・品質・環境担当就任 平成28年４月　当社常務取締役購買担当（現在に至る）	70,000株
3	ばば　まさはる 馬場正治 (昭和25年11月15日)	昭和44年７月　株式会社東芝入社 平成16年４月　ハリソン東芝ライティング株式会社MIL事業部MIL技術部長 平成21年６月　株式会社パールライティング取締役技術統括部長兼品質保証担当 平成24年６月　同社取締役技術統括部長兼生産技術部長輸出管理部長兼品質担当兼門真工場担当 平成26年３月　同社一部事業閉鎖により会社都合退職 平成26年５月　当社アドバイザー契約 平成27年６月　当社取締役就任(現在に至る)	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．鈴木敦氏及び馬場正治氏は、社外取締役候補者であります。
３．(1)鈴木敦氏を社外取締役候補者とした理由は、数々の基礎研究に従事しつつ取締役も歴任し研究開発から経営に至るまでの幅広い見識を有していること、また、当社の監査役として中立的な立場で客観的な監査を実施していただいてきたことから、監査等委員の社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって8年となります。
(2)馬場正治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、株式会社パールライティングの取締役として経営に長年にわたって携わられてきたことから、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
４．当社と鈴木敦氏、馬場正治の両氏とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、両氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
５．当社は鈴木敦氏及び馬場正治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任され就任された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成27年６月23日開催の第45回定時株主総会において、年額300,000千円以内（社外取締役分60,000千円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額260,000千円以内（うち社外取締役分60,000千円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額70,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役中沢章二氏及び監査役塙雅夫氏並びに野村智夫氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

退任する取締役及び監査役のうち、中沢章二氏と塙雅夫氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内での退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名	略　　歴
なかざわ　しょうじ 中沢　　章二	平成９年６月　当社取締役就任 平成15年６月　当社常務取締役就任 平成27年３月　当社専務取締役就任（現在に至る）
はなわ　　まさお 塙　　雅夫	平成13年６月　当社常勤監査役就任 平成25年６月　当社監査役就任（現在に至る）

第８号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

当社は、財務報告において客観性を担保し、当社及び会計監査人の相互において業務の適正を維持するため、会計監査人を定期的に見直すこととしております。

このたび、複数の監査法人を対象に選考を行った結果、東陽監査法人が最も適切と判断いたしました。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、以下のとおりであります。

（平成28年３月31日現在）

名　　称	東陽監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル	
	その他の事務所	大阪、名古屋	
沿　　革	昭和４６年１月	監査法人日東監査事務所を設立	
	昭和５６年１１月	虎ノ門共同事務所との統合を機に、東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置	
	平成１７年１月	監査法人西村会計事務所と合併	
	平成１８年１０月	東都監査法人と合併	
	平成２３年１月	BDO International とメンバーファーム契約を締結 三優監査法人と合弁でBDOJapan株式会社を設立	
概　　要	出資金		391百万円
	構成人員	代表社員	65名
		社員	22名
		公認会計士	236名
		新試験合格者・会計士補	33名
		その他の専門職員	12名
		事務職員	21名
		合計	389名

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

第46回　定時株主総会会場ご案内図

株式会社　朝日ラバー　本社８階会議室

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目７番２

電話048－650－6051

交通 ＪＲ大宮駅より、徒歩約15分

（大宮駅東口を出てＪＡ共済ビル向かい側）

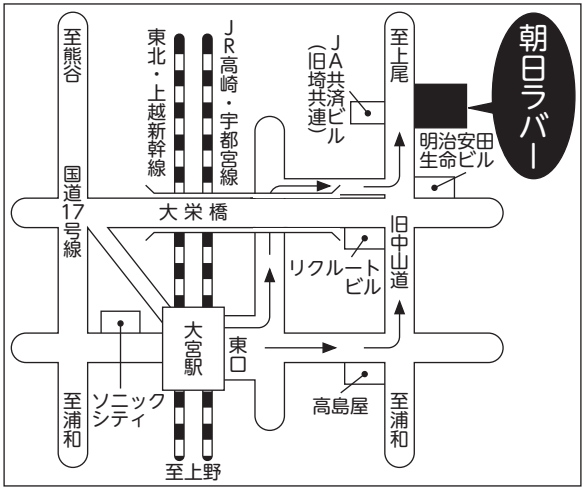

（お願い）

駐車場の設備がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。